

令和6年度 幼稚園・こども園《利用案内》



○幼稚園・認定こども園を利用するとき ⇒ **教育・保育給付認定**の申請が必要です。

認定の区分	年齢	状況	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	教育を希望	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育を希望	認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育を希望	認定こども園

申請・保育料・利用調整等に関しては、利用案内の以下のページをご覧ください。

1 申請の流れ	⇒ P1	6 利用調整(選考)	⇒ P4
2 申請に必要な書類	⇒ P2・3	7 利用調整結果の通知	⇒ P4
3 保育利用の申込	⇒ P4	8 入園日・申込締切日	⇒ P4
4 児童に発育上気になる ことがある場合	⇒ P4	9 保育料(利用者負担額)	⇒ P5
		10 保育利用時間(必要量)	⇒ P6
5 転園のとき	⇒ P4	11 教育・保育給付認定の有効期間	⇒ P6

※新規入園の場合、特に0歳児や障害のあるお子様は集団保育が可能か確認する必要がありますので、事前にこども園へご相談ください。

1 申請の流れ

※1号認定と2・3号認定では申請の流れが異なります。

1号認定(教育)

町住民課、教育委員会、幼稚園等で利用案内・申請書類を入手します。

各施設(幼稚園、たっこども園、かみごうこども園)へ申請書類を提出します。

支給認定及び承諾通知書が送付されます。

利用開始

入園できない場合

町より選考結果通知が送付されます。
※以降、入園が決まるまで結果は通知されません。

次の入所選考へ

翌年の3月まで毎月選考を行います。
※自動的に次回以降の選考対象となるため、再度申請する必要はありません。
(希望園変更や取下げをする場合は申請が必要)

2・3号認定(保育)

町住民課、こども園等で利用案内・申請書類を入手します。
※お申込みの前に希望する保育園等へ連絡をして見学をします。

申込締切日までに、町住民課へ必要書類を提出します。
※申請に必要な書類 ⇒ 『P2・3』へ
※申込締切日 ⇒ 『P4』へ
※すべての書類を揃えてからお申込みください。

田子町において
利用調整(選考)を行います。
※利用調整の結果は、入園日
および7日前に郵送でお知らせします。

入園できる場合

「支給認定証」、「承諾書」が送付されます。
※入園が決定したこども園と連絡をとり、入園準備を進めてください。

諸事情により入園を辞退する場合、入園日の前日までに、速やかに町窓口で手続きをしてください。

利用開始



2 申請に必要な書類

※すべての書類を揃えてから申請してください。

必要書類 ⇒ 町住民課へ提出	1号認定	2号・3号認定
① 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書(変更)兼 保育利用(継続・転園)申込書	必要	必要
② 保育を必要とする事由を証明する書類	不要	必要 ※下記書類が必要
③ 世帯の状況を証する書類	必要※	必要※
④ 市町村民税額及び所得額がわかる書類	必要※	必要※

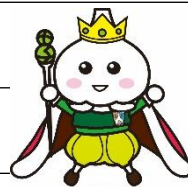
※状況により必要書類が異なりますので、以下詳細をご確認ください。

② 保育を必要とする事由を証明する書類

※父母それぞれについて必要です。

2号・3号認定

保育を必要とする事由		証明書類
就労 ※月48時間以上	雇用主がある場合 ・社員・パート・アルバイト等 ・内定を含む	○就労証明書【町指定様式】 ※勤務日が不規則の場合、シフト表等を添付すること
	自営業の場合 ・事業手伝いを含む	○就労状況申立書【町指定様式】 ○民生委員の証明(意見書)
	農業の場合 ・農業従事者含む	○就労状況申立書【町指定様式】 ○民生委員の証明(意見書)
	内職の場合	○家内就労(内職)証明書【町指定様式】 ○民生委員の証明(意見書)
出産	出産月を含む前3ヶ月～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	○母子健康手帳の妊婦保健指導報告書のページの写し ※出産予定日の記載があること
疾病・障がい	疾病・けが等	○診断書【町指定様式】 ※児童の保育ができない記載があること
	障がい	○次のいずれかの書類の写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護(療育)手帳 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
介護・看護		○介護・看護申立書【町指定様式】 ○診断書【町指定様式】 又は次のいずれかの書類の写し ・介護保険被保険者証【町指定様式】 ・障害者手帳等 ・施設通所付添等の場合、在学、通所証明書等、利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧に当たっている場合	○申立書【町指定様式】 ○り災証明書※町で発行(無料)
求職活動・起業準備	90日を経過する日が属する月の末日まで	○就労誓約書【町指定様式】 ○ハローワークカード ※ただし、入園後、原則90日以内に「就労(予定)証明書」等を提出してください。 ※就労の見込がないときは、原則1回のみ延長可能(後日聞き取り調査有り)



保育を必要とする事由		証明書類
就学 ・職業訓練		○在学(受講)証明書 ○時間表・カリキュラム等の写し
育児休業	兄弟の継続利用	○育児休業証明書【町指定様式】 ※公務員の場合、証明書の代わりに辞令の写しを提出してください

③ 世帯の状況を証する書類…A～Eに該当する方は下記の書類を提出してください。

※下記の書類は新規申込だけでなく、転園の際にも必要となります。

1号・2号・3号認定

世帯の状況	証明書類
A ひとり親世帯	ひとり親受給者証又は児童扶養手当証書(写し) 健康保険証(申込児童分)(写し)
B 障がい者(児)と同居 (世帯分離している同居者含む)	次のいずれかの書類(写し) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護(療育)手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
C 生活保護受給世帯	生活保護受給資格証明書又は、医療受給証(写し)
D 就学前の兄弟姉妹が認定を必要としない施設(※)を利用	在園証明書(各園の様式)又は通所を証するもの (※)障がい者通所施設等
E 60歳未満の同居祖父母等が就労しているなど、「保育を必要とする事由」に該当する場合(※)	同居祖父母等について、利用案内P2に記載している事由の証明書類 (求職活動・起業準備の場合は不要) (※)世帯分離している同居者を含む

④ 市町村民税額及び所得額がわかる書類 (父母それぞれ必要)(写し)

1号・2号・3号認定

令和5年1月1日に田子町に住民登録があり、町で課税状況を確認できる保護者(町が課税状況を確認することに同意する場合)については、下記書類の提出は不要です。

また、**田子町以外で住民登録をされていた方において、個人番号での情報連携により課税状況を確認することに同意する場合は、下記書類の提出は不要です。**

ただし、**未申告の保護者**においては、所得の有無に関わらず、**必ず申告**してください。(申告後、写しを提出)

《書類提出が必要な方》

- 令和5年1月1日に**田子町に住民登録がない方** … **令和5年度**の税額・所得額がわかる書類
(令和6年4月～8月の保育料算定・副食費免除判定等のため)
- 令和6年1月1日に**田子町に住民登録がない方** … **令和6年度**の税額・所得額がわかる書類
(令和6年9月～7年3月の保育料算定・副食費免除判定等のため)

《提出書類について》

◎ 次のいずれかの令和5年度分の写し

- ①市町村民税 課税証明書 … 1月1日現在の市町村から取得できます。
- ②市町村民税 特別徴収税額通知書 … 給与から特別徴収(天引き)されている方に通知されています。
- ③市町村民税 納税通知書 … 納税通知書により納付している方に通知されています。
(納税証明書ではありません)

※氏名・均等割・所得割・扶養人数・税額控除(住宅借入金特別税額控除等)がわかる書類が必要です。

※税額控除があっても記載がない場合は、確定申告書又は源泉徴収票の写しを添付してください。

※課税証明書は、市町村によって名称が異なります。代理人が発行を申請するときは委任状が必要な場合があります。必要項目が全てわかるよう発行してください。

※海外勤務等の場合、現地での税申告の証明等、海外での収入がわかる書類が必要です。

※田子町に住民登録がない方に関して、所得がない場合も、上記の書類は必要となります。

※締切日までに上記の書類の提出がない場合は、利用調整(選考)の優先順位に関わる場合があります。



3 保育利用の申込

※必ず申込の前に、児童と一緒に希望する園を見学してください。

2号・3号認定

- 条件 … **入園日に生後6か月前後で、集団保育が可能であること**
- 申込先 … 町住民課窓口
- 入園日 … 基本的に毎月1日のみ(状況により、この限りではありません)
- 町外の保育施設を利用するとき … 入園日は毎月1日ですが、状況により月途中でも入園できます。
 - ・市町村によって必要書類が異なります。
 - ・希望保育所等のある市町村へ事前に確認した上で、町住民課で手続きをしてください。

4 児童に食物アレルギー、障がい、発育上気になる場合は…

- 園見学の際、対応について園へご相談ください。
- 町外には中・軽程度の障がい児の保育を実施している施設がありますので、お問い合わせください。

5 転園・退園のとき

- 転園日 … 毎月1日** ⇒ 転園日に応じた締切日までに手続きをしてください。
 - ※転園決定後は、現在の園に戻ることができませんので、よく検討してからお申込みください。
- 認定こども園(1号認定)又は幼稚園へ転園するときは、直接園へお申込みください。
- 転園が決まったとき、退園するときは、現在利用している園へ退園の連絡をしてください。

6 利用調整(選考)

- 書類を審査し、基準に基づく優先順位により利用調整を行います。**(申込順ではありません)**
- 不足書類がある場合、利用調整の点数に反映されませんのでご注意ください。

7 利用調整結果の通知

- 入園日のおよそ7日前に、結果を郵送にてお知らせします。
 - ※4月入園の場合は、3月中旬までにお知らせします。
- 入園が決まったときは、園と連絡を取り合い、入園の準備を進めてください。
- 入園が決まった後に辞退するときは、すみやかに町住民課で手続きをしてください。
- 申込の結果、不承諾となった場合は、年度の最終入園(3月1日)まで毎回、利用調整の対象となりますが、初回の結果通知以降は入園が決まるまで結果は郵送しませんのでご了承ください。なお、申込内容の変更や取下げをする場合は、すみやかに町住民課で手続きをしてください。(変更手続きの締切は、入園申込締切日と同じです)



8 令和6年度 入園日・申込締切日

1号・2号・3号認定

- 入園日 … 毎月1日**(状況により月途中の入園を希望される方はご相談ください)
- 申込期限 … 毎月15日まで**(町外の施設を利用する場合も同様です)

○様式は町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.takko.lg.jp/index.cfm/10,113,24,139,html>

トップページ >> 健康・福祉・教育 >> 児童福祉 >> 保育園 >> 新年度入園手続きについて



○保育料は次により決定されます。

ア 入園年度の4月1日の年齢(クラス年齢)

(年度内に誕生日を迎えても、基礎年齢(保育料)は変わりません)

イ 父母の市町村民税額の合計

- ・令和6年4月～8月の保育料 … 令和5年度「市町村民税額」から「階層区分」を算定
- ・令和6年9月～7年3月の保育料 … 令和6年度「市町村民税額」から「階層区分」を算定

※市町村民税額は税額控除等(住宅借入金特別税額控除等)を控除する前の額となりますので、ご注意ください。

※**父母の合計所得額が76万円以下(ひとり親の場合は38万円以下)の場合**で、同居されている御親族が次のいずれかの場合は、父母以外の扶養義務者(同居祖父母等)で家計の主宰者(主に生計を維持している)と判断される方の市町村民税額を**含めて算定**されます。

- (1) 対象児童又はその父母を市町村民税額の算定上扶養控除の対象としている者
- (2) 対象児童又はその父母を健康保険等の扶養家族としている者
- (3) 自営業、農業等により生計を営む世帯で、支給認定子どもの父母を市町村民税額の算定上専従者控除の対象としている者
- (4) その世帯において、最多所得、最多納税である者
- (5) その他、当該世帯の状況等を総合的に勘案し家計の主宰者であると認められる者。

※住民票上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は、**同居**の扱いとなります。

※国外からの転入の場合など、国外での収入を基準として税額を算定する場合があります。

ウ 兄弟がいる場合 ⇒ 保育料が軽減される場合があります。

【2号・3号認定】

世帯の児童のうち、小学校就学前までの範囲において、二人以上の児童が同時に保育園等の施設を利用している場合は、上のお子さんから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子以降の保育料が軽減されます。

なお、上記以外で次の条件にあてはまる場合、保護者と生計が同一の子等(税法上の扶養親族となる子など)であれば、年齢が高い順に第1子、第2子とカウントします。

- ★ 2・3号認定で、所得階層が「第4階層」市町村民税課税額が57,700円未満に属する場合、ひとり親世帯等にあてはまる場合は、市町村民税課税額が77,101円未満に属する場合
 ※ひとり親世帯等 … ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯等

さらに、次の条件にあてはまる場合、保護者と生計が同一の子等(税法上の扶養親族となる子など)であれば、年齢が高い順に第1子、第2子とカウントし、**第3子以降から軽減**されます。

- ★ 2・3号認定で、所得階層が「第5階層」市町村民税課税額が97,000円以上に該当する世帯

○次の場合は保育料が変更となる場合があります。

- ・結婚や離婚により保護者(扶養義務者)に変更があった場合 … 申請が必要です。
 離婚 ⇒ 申請の翌月分(1日変更は同月分)から保育料が変更となる場合があります。
 結婚 ⇒ 事由が発生した時点から遡って保育料が変更となる場合があります。
- ・市町村民税額が変更となった場合 … 遡って保育料が変更となる場合があります。
- ・障がい者(児)と同居になった場合 … 申請の翌月分(1日変更は同月分)から保育料が変更となる場合があります。



10 教育及び保育利用時間(保育必要量)

1号認定

○家庭での保育が困難と認められる場合は、申請により下記の時間に預かり保育を無料で利用することができます。

施設	預かり保育	教育時間	預かり保育
田子幼稚園	7:30～9:00	(満3歳児・3歳児) 9:00～13:00 (4・5歳児) 9:00～15:00	(満3歳児・3歳児) 13:00～18:30 (4・5歳児) 15:00～18:30
たっここども園、 かみごうこども園	7:15～9:00	9:00～15:00	(第1預かり時間) 15:00～18:00 (第2預かり時間) 18:00～19:15

2号・3号認定

○保育を必要とする事由や就労状況により、保育を利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。保育料は区分によって異なります。なお、町では**1時間の延長保育分を助成**しています。1時間を超過した場合は料金が発生します。

施設	保育必要量	保育時間	延長保育
たっここども園、 かみごうこども園	保育標準時間	7:15～18:15 (1日最大11時間まで利用可能)	18:15～19:15
	保育短時間	8:00～16:00 (1日最大8時間まで利用可能)	16:00～17:00

保育を必要とする事由	保護者の状況	保育必要量(※1、※2)
○就労	月120時間以上の就労	標準時間
	月48時間以上の就労	短時間
○介護・看護	月120時間以上の介護・看護	標準時間
	月48時間以上の介護・看護	短時間
○就学・職業訓練	月120時間以上の就学・職業訓練	標準時間
	月48時間以上の就学・職業訓練	短時間
○妊娠・出産	—	標準時間
○疾病・障がい	診断書等による	標準又は短時間
○災害復旧	—	標準時間
○求職活動・起業準備	—	短時間
○育児休業(兄弟の継続利用)	—	短時間

※1 父母どちらかの事由が保育短時間に該当する場合は、保育短時間の認定となります。

※2 保育標準時間に該当する事由であっても、保育短時間の認定を受けることができます。

11 教育・保育給付認定の有効期間

○基本的に下記の期間で認定されます。

1号認定

2号認定

⇒ 就学前まで

3号認定

⇒ 3歳の誕生日の前々日まで

○ただし、保育を必要とする事由が

出産・求職活動・起業準備・就学・職業訓練・育児休業の場合は、有効期間が異なります。(利用案内P2を参照)



【お問い合わせ】 田子町役場住民課 子育て定住移住支援室(庁舎2階)

〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平 8 1

☎0179-23-0678 0179-32-3111(代表) FAX 0179-32-4294



入園後 … こんなときには手続きが必要です

- ・書類は、町住民課へ提出してください。
- ・手続きや提出が遅れる場合は、町へ連絡をしてください。

支給認定証の有効期間が終了するとき

2号・3号認定

- 3号認定の児童が3歳を迎え、2号認定になるときの手続は不要です。
⇒ 園を通じて、新しい支給認定証を交付します。

- 保育を必要とする事由が出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業の場合

⇒ 有効期間終了月の15日までに、認定の変更手続きをしてください。
 ・有効期間終了後は、保育所等の利用ができなくなります。
 ・育児休業の事由による継続利用は、育児休業対象児が2歳に達する月の末日が限度となります。(ただし翌年度に就学を控えている場合は就学前まで)

証明書類に期限があるときは、再提出が必要です

2号・3号認定

- 証明書類の期限が終了する前に、新しい証明書類を提出してください。
《証明書類の期限の例》

就労証明書の就労期間、職業訓練の訓練期間、産休、育休の取得期間など

保育利用時間を変更するとき

2号・3号認定

- 変更申請の翌月から変更となります。
- 保育短時間から保育標準時間へ変更するときは、事由に応じた証明書類が必要です。

保育を必要とする事由が変わるとき

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(変更) 兼 保育利用(継続・転園)申込書以下「申込書」という。

2号・3号認定

このようなとき	変更後の事由	添付書類 申込書の他に必要なもの	提出期限
○新たに就労したとき ○産休・育児後に復職するとき	就労	就労証明書(★)	有効期間終了月の15日
○退職したとき	求職活動	就労宣誓書及びハローワークカードの写し	発生後速やかに
○出産予定があるとき	出産	母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ(写し)	出産予定月の3ヶ月前の月の15日
○出産後 ⇒育児休業を取得するとき	育児休業	(公務員以外の場合)(★) 就労証明書、育休証明書 (公務員の場合) 辞令の写し	出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の15日
○出産後 ⇒仕事を退職するとき	求職活動	求職活動申立書	

★産休・育休前と同じ就職先に復職するときは、復職日の記載が必要です。
 育休を取得する(した)ときは、雇用保険の被用者番号・事業所番号の記載が必要です。

!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!! **ご注意ください !!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!**
正当な理由なく変更の手続きを行わないとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなっていたときは、子ども・子育て支援法第24条により、認定を取り消す場合があります。
 !!!



転園・退園のとき

2号・3号認定

- 転園日** … 毎月1日 ⇒ 転園日に応じた締切日までに手続きをしてください。
※転園決定後は、現在の園に戻ることができませんので、よく検討してからお申込みください。
- 退園日** … 毎月末日 ⇒ 退園希望月の15日までに手続きをしてください。
- 認定こども園(1号認定)又は幼稚園へ転園するときは、直接園へお申込みください。
- 転園が決まったとき、退園するときは、現在利用している園へ退園の連絡をしてください。
- ※**1号認定の退園の場合、退園日は月途中の日付で構いません。**

認定内容や世帯状況が変わったとき

認定内容は、申請の翌月から変更となります。

1号・2号・3号認定

※施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(変更)兼 保育利用(継続・転園)申込書以下「変更申込書」という。

状 況	必 要 書 類
○2号→1号認定へ変更・転園	・変更申込書
○1号→2号認定へ変更・転園	・変更申込書
○認定内容の変更 (事由：保育利用時間・有効期間など)	・変更申込書
○認定の取り消し(保育申込取下げ) ○退園 ○町外転出	・変更申込書
○ひとり親となった(※)	・変更申込書 ・全部事項証明書(戸籍謄本)
○ひとり親だったが結婚した(※)	・変更申込書 ・配偶者の就労証明書等 ・配偶者が転入者の場合、前市町村の市町村民税額がわかる書類
○祖父母と同居・別居となった(※)	・保護者の所得により、保育料の算定において同居祖父母の市町村民税額が合算される場合があります。 ・必要な手続きについては町住民課へお問い合わせください。
○障がい者(児)と同居となった(※) ○同居者に身体障害者手帳が交付となった(※)	・変更申込書 ・次のいずれかの書類(写し) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護(療育)手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
○住所が変わった	・変更申込書

※利用料が変更となる場合がありますので、すみやかにお手続きをしてください。

子育て支援について(特別保育)

○延長保育	保育時間を延長して児童を預かります。(1時間まで無料) 【保育標準時間】 たっこども園 18:15～19:15 / かみごうども園 18:15～19:15 【保育短時間】 たっこども園 16:00～17:00 / かみごうども園 16:00～17:00
○一時預かり保育	保育施設を利用していない児童を、一時的に預かります。 【たっこども園のみ(有料)】
○病後児保育	病気の回復期にあつて集団生活が困難であり、かつ保護者がやむを得ない事情により家庭で保育できない場合、その児童を一時的に預かります。※原則連続5日間以内 【たっこども園のみ(有料)】 月～土 8:30～17:30まで(前後30分延長可能)

